



あなたのやる気を消防団活動に（あいのやまの湯で行われた火災防御演習）

まちを守る防災リーダー 消防団員を募集します

本市の消防団員を募集します。消防団員は、普段、自分の仕事をしていますが、火災や地震などの災害が発生したときや、台風などで災害発生が予想されるときなどに消防職員とともに消防防災活動に従事。市民の大切な生命・身体・財産を守ります。しかし、近年、住民意識の変化や高齢化などが進み、消防団入団者数は年々減少しています。突然発生する自然災害や火災な

**自分たちの力で
災害のない前橋を**
地域に貢献したいと思い、六年前に入団しました。家族や職場、地域の理解もあるのでもともと活動しやすいですね。早朝の火災など、出勤前で大変なときもありますが、まちを守るという使命感があるのととてもやりがいを感じています。



関口 光さん
敷島町・28歳
子どもたちから「消防士のお兄さんかっこいい」と声を掛けられることも多く、頼りにされているんだなとうれしくなりますね。団員同士の交流も楽

どの被害を最小限にするためには、地域事情に精通した消防団の活動が不可欠です。あなたも消防団に入団し、自分たちのまちを災害から守りましょう。

100年以上の歴史 地域を守り続けて

明治七年、初代市長下村善太郎が私費八十万円を投じ、消防ポンプ二台を寄贈したのが始まりです。以来、百年以上もの間、市民を災害から守るため、消防防災活動を展開。現在は市内全域に十八分団五十一部あり、千六十人の団員が日々、活躍しています。

万一のけがなど 法律で補償します

団員の身分は地方公務員法で「非常勤の特別職の職員」と定められ、訓練や火災の消火など

のときは公務員として活動します。万一、活動中に病気や負傷をしたときは、法律によって次のように補償されます。
療養補償 休業補償 傷病補償年金 障害補償 遺族補償 葬祭補償。

各種災害に備え 日ごろから活動

いざという時に備え、日ごろから訓練や消火栓などの点検、地域での火災予防指導などを行っています。また、火災や地震、台風などの災害が発生したときは消防職員とともに活動します。

あなたの力を 消防団で生かそう

かつては全国で二百万人いた消防団員も現在では、半分以上の九十三万人まで減少してしまいました。また、会社などに雇

しく知り合いが増えたのも良かったことの一つです。団員は定期的に救命講習も受けているのでいざというときの備えも万全です。わたしたちの誇りは何と云っても市民の生命・身体・財産を自分たちの力で守れること。この思いに共感できる仲間が一人でも多く増えてくれるといいですね。

用されている人の占める割合が七割にも達し、昼間に活動できないといったことも問題となっ

ています。これは本市でも例外でなく、中心市街地などで住民の高齢化が進み、団員の確保が年々難しくなっている状況です。

しかし、災害発生後、いち早く災害活動を行うには地域の実情を熟知する消防団員の活躍が欠かせません。入団資格は十八歳以上で市内に在住・在勤する健康な人。配属先は主に居住地を担当する各分団となります。入団を希望する人は消防本部総務課へ連絡してください。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という崇高な精神の下、ぜひ入団し、災害から自分たちのまちを守りましょう。
：問い合わせは同課 2204504へ。

期限を守って忘れずに

給与支払報告書の提出や税の申告時期です

給与支払者は31日まで報告を

給与所得者にとって、給与支払報告書は申告書に代わる重要な書類です。平成十七年中に給与を支払った人は、給与支払報



提出された給与支払報告書は職員が丁寧に確認

告書を一月三十一日までに、受給者の住所がある市役所または町村役場へ提出してください。

提出が遅れると、受給者の所得証明が発行できないこともあります。期限を守って支払金額を正しく報告しましょう。

対象：法人・個人にかかわらず、平成十七年中に従業員へ給料や賃金（青色専従者給与やパート賃金も含む）などを支払った給与支払者。範囲：支払金額や年末調整の対象者に関係なく、給与を支払っている全員分（平成十七年中の中途退職者も含む）
提出期限：1月31日 提出先：1月1日現在で受給者の住所がある市役所、町村役場
：問い合わせは市民税課 8906206へ。

来年度からの行財政改革で 実施計画の素案を作成 ご意見をお寄せください

本紙11月15日号でお知らせした「行財政改革大綱」に基づき、来年度からの行財政改革について具体的な実施計画の素案を作成しました。この素案についてパブリックコメント（意見募集）を実施しま

す。皆さんの意見をお寄せください。

なお、このパブリックコメントでいただいた意見は、個別に回答しませんが、意見の概要と市の考え、策定した実施計画を、三月末までに本市ホームページ、市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館、にぎわい課（千代田町二丁目）で公表します。

期間：1月25日～2月20日
閲覧場所：市役所情報公開コーナー・行政管理課、各支所・地区公民館、にぎわい課、また、本市ホームページにも掲載。意見の提出：所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、市役所行政管理課へ郵送、ファクス（22243003）、Eメール（gouken@city.maebashi.gunma.jp）
：問い合わせは行政管理課 8906537へ。

勢多会館で相談窓口開きます

前橋税務署と税理士会前橋支部では、税の申告時期に合わせて、勢多会館で所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告について相談に応じます。期間中は一月十九日・二十六日の日曜も相

談窓口を開設。平日に都合がつかない人は、ぜひ、ご利用ください。
日時：所得税還付申告の相談 2月1日～15日 所得税申告の相談 2月16日～3月15日

日 贈与税申告の相談 2月1日～3月15日 個人事業者の消費税申告の相談 2月1日～3月31日、いずれも午前9時～午後4時（正午～午後1時と土日曜・祝日を除く）
会場：勢多会館（南町四丁目）
：問い合わせは前橋税務署 2244371へ。